

国民健康保険（国保）の保険証が8月に更新されます

毎年3月に国民健康保険（国保）の保険証の一斉更新を行ってきましたが、今年は8月に一斉更新します。

現在お使いの国保の保険証は平成30年7月31日までお使いになれます。

7月中旬以降にご自宅に簡易書留で郵送されますので、ご確認をお願いします。新しい国民健康保険の保険証は緑色です。

保険者証と高額受給者証が一体になります

70歳から74歳の方はこれまで、医療機関の窓口で国民健康保険の「保険者証」と「高額受給者証」の2枚を提示する必要がありましたが、保険証の更新に合わせ、平成30年8月からはこれらが一体化され、国保の「保険者証」1枚で済むようになります。

入院・外来で医療費が高額になる場合は限度額適用認定証の申請を

国民健康保険（国保）に加入している方は、入院時に「限度額適用認定証」（70歳未満課税世帯の方）および「限度額適用・標準負担額減額認定証」（非課税世帯の方）を提示することにより、医療機関での支払額が、高額療養費の自己負担限度額までとなります。また、町民税非課税世帯の場合は、入院時の食事代が減額されます。

平成30年8月からは、70歳以上の課税世帯の方も「限度額適用認定証」が必要になります。

限度額適用認定証の交付を希望される方は、福祉

保健課医療給付係窓口で申請してください。

また、すでに交付を受けている方も有効期限は7月31日までとなっています。8月に降有効の限度額適用認定証を希望される方は、あらかじめ申請が必要です。（申請受け付けは7月17日から開始します）

■申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・個人番号カード（マイナンバーカード）または通知カード＋写真付き身分証明書など

ひとり親家庭等医療費助成 ～父子家庭の方も対象～

「ひとり親家庭等医療費助成制度」は、父子家庭の方も対象となりますので、次の要件に該当する方は申請をしてください。

■対象となる方

ひとり親家庭等の18歳未満（学生などは20歳未満）の子どもとその父または母

■助成内容

子どもは入院と通院、父または母は入院のみ医療費の自己負担額を助成します。ただし、子どもの年齢や世帯の課税状況により、次の一部負担金を医療機関の窓口でお支払いください。

①0歳から中学生までの子ども以外で町民税課税世帯の方

医療費の1割（月額限度額 入院57,600円、通院14,000円）

②0歳から中学生までの子どもと町民税非課税世帯の方

初診時一部負担金（医科580円、歯科510円、柔整270円）

■申請に必要なもの

- ・ひとり親家庭等であることが確認できる書類（戸籍謄本など）
- ・健康保険証
- ・印鑑
- ・所得課税証明書（訓子府町外で課税されている方）

■問合せ 福祉保健課医療給付係（☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

国民健康保険および後期高齢者医療制度の高額療養費の見直し



町民税課税世帯の高額療養費の自己負担限度額が見直しされます

高額療養費の自己負担限度額が、平成30年8月から次のとおり見直しされます。

国民健康保険については、前期高齢者（70歳以上）の方が対象です。

70歳未満の方は変更ありません。

区 分		1か月の自己負担限度額（※1）			
		平成30年7月まで		平成30年8月から	
		外来 （個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）	外来 （個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）
現役並み所得者	現役Ⅲ	57,600円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% （※4）	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% （※2）	
	現役Ⅱ			167,400円＋（医療費－558,000円）×1% （※3）	
	現役Ⅰ			80,100円＋（医療費－267,000円）×1% （※4）	
一 般		14,000円 （※5）	57,600円 （※4）	18,000円 （※5）	57,600円 （※4）
町民税非課税世帯 ※変更ありません	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	
	区分Ⅰ			15,000円	

※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。

※2・3・4 多数該当（過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額は（※2）140,100円、（※3）93,400円、（※4）44,400円です。

※5 1年間（8月1日から翌年7月31日まで）の外来の自己負担額合計の限度額は144,000円となります。

区 分		対 象 者
現役並み 所得者	現役Ⅲ	町民税の課税所得が690万円以上の被保険者とその方と同一世帯にいる被保険者
	現役Ⅱ	現役Ⅲに該当せず、町民税の課税所得が380万円以上の被保険者とその方と同一世帯にいる被保険者
	現役Ⅰ	現役Ⅲ・Ⅱに該当せず、町民税の課税所得が145万円以上の被保険者とその方と同一世帯にいる被保険者
一 般		現役Ⅲ～Ⅰに該当せず、町民税課税世帯の被保険者
町民税非 課税世帯	区分Ⅱ	区分Ⅰに該当せず、町民税非課税世帯の被保険者
	区分Ⅰ	町民税非課税世帯で世帯全員の所得が0円（公的年金収入が80万円以下）または老齢福祉年金を受給している被保険者